

(別紙2)

「県で保有するマイナンバー等個人情報の漏えい対策」に関する 県政参画電子アンケートの結果等及び今後の対応

1 アンケート結果を反映した事業の状況

アンケート結果を踏まえ、住民基本台帳ネットワークに関する事務の特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の内容を再点検した。

その後、当該評価書について、鳥取県特定個人情報保護評価有識者会議にて有識者による第三者点検を実施。特定個人情報保護評価指針に適合し、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当であることが認められたため、国の個人情報保護委員会へ提出及び公表した。

2 記述意見に対する対応方針

<設問>

県は、評価書※(案)を作成し、意見を募集しています。御意見等があれば御記入ください。

※「住民基本台帳ネットワークに関する事務の特定個人情報保護評価書」

意見	対応方針
情報出力の履歴を記録し、いつ誰が何のために情報を閲覧したかを検証できるようにして欲しい。	既に評価書に盛り込まれている内容です。
なりすまし防止など、個人情報管理を明確に厳格にして欲しい。	既に評価書に盛り込まれている内容です。
内部監査について、例えばシステム監査技術者相当のスキル基準を満たす者によって定期的に実施すれば信頼性が高まるのではないかと。	次回評価書の再評価に向けた検討課題とします。
情報漏洩した場合は損害賠償を行うことを明記すべき。	特定個人情報保護評価書とは、特定個人情報ファイルの保有に当たり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、リスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するものですので、評価書に盛り込む内容とは考えておりません。 なお、情報漏えいした場合の損害賠償等については、法令等の規定により対応していくことになります。
従事者は職務に忠実に評価書の内容を実行して欲しい。	特段の対応は不要と考えます。